

令和6年度 宮城県障害者福祉センター 研修事業

障がい者福祉関係施設等職員研修会

## 『 合理的配慮の取り組みについて 』

～義務化となった合理的配慮の現状と課題の考察～

日 時 : 令和7年1月17日(金) 13時30分～15時00分(13時00～受付開始)

会 場 : 宮城県障害者福祉センター 3階 大会議室(仙台市宮城野区幸町4-6-2)

内 容 : 令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が今年4月1日に義務化されました。

障害者福祉施設や関係機関で働く職員の皆さんは、利用者や同僚など、それぞれ個人が必要とする配慮を提供していくために、日々対話を重ねながら試行錯誤していることと思います。合理的配慮が義務化された今、改めて合理的配慮について考え、講師や参加者の事例を基に各事業所で実践している配慮を共有し、情報交換してみませんか。

持ち物 : 筆記用具

講 師 : 一般社団法人思箭 相談支援事業所おもいやライフ  
主任相談支援専門員 高橋 壮 氏  
相談支援事業所おもいやライフの主任相談支援専門員として働きながら、大学で非常勤講師をされ、各種研修講師としても幅広く活躍

対 象 : 宮城県内にある施設・機関・団体などに所属されている職員の方で、障害者福祉に従事している、もしくはその予定のある方。

定 員 : 50名程度 ※申し込み順に受付をいたします。応募の人数・状況によっては、事業所ごとの参加者数を調整させていただく場合がございます。

参加費 : 無 料

申込み : 申込み順に受付をいたします。裏面申込書に必要事項をご記入の上申し込みください。(申込書がお手元がない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。)  
受付完了報告につきましては、記載いただいたメールアドレスへご連絡いたします。  
※申込み期限【令和7年1月12日(金)】

<お問合せ先> 宮城県障害者福祉センター「障害者福祉関係施設等職員研修会」宛 担当: 鈴木、小野  
〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4丁目6-2  
電話: 022-291-1585 FAX: 022-297-0721

F A X 送信先 0 2 2 - 2 9 7 - 0 7 2 1

宮城県障害者福祉センター 宛て

令和6年度 障がい者福祉関係施設等職員研修会 申込書

記入日： 年 月 日

氏名	ふりがな ( ) ( 男 ・ 女 )		
所属機関	施設・機関名		
	(〒 ) 住所 :		
	電話 :	F A X :	
	Mail :		
所属先種別 ※あてはまるものに○をつけてください。	療養介護 生活介護 短期入所 共同生活援助 自立訓練(機能・生活) 就労移行支援 就労継続支援(A型 / B型) 障害者支援施設 地域相談支援(地域移行支援 / 地域定着支援) 計画相談支援 障害児通所支援(児童発達支援 / 放課後等ディサービス / 保育所等訪問支援) 障害児入所支援(福祉型 / 医療型) 障害児相談支援 地域活動支援センター 身体障害者福祉センター 視聴覚情報提供施設 盲導犬訓練施設 福祉ホーム 精神障害者生活訓練施設 精神障害者コミュニティサロン 障害者小規模作業所(知的 / 精神) 在宅心身障害者保養施設 障害者就労・生活支援センター そのほか ( )		
職種		現職経験年数	年
職場や事業所で実践している合理的配慮の取り組みについてご自由にご記入ください。			

※ご記入いただいた個人情報は、本研修会の運営に関する連絡のみに使用させていただきます。